



山形県公報

平成21年3月3日(火)
第2023号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁福祉課) ……161
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(保健薬務課) ……162
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………( 同 ) ……同
- 事業の認定……………(管 理 課) ……163

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………165
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の収支報告書の要旨……………167
- 政治団体の解散……………169
- 政治団体の収支報告書の要旨……………170
- 資金管理団体の届出事項の異動……………173
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁家畜保健衛生課) …… 同
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……174
- 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施……………(公安委員会) ……175
- 一般競争入札の公告……………( 同 ) ……176
- 同……………( 同 ) ……177
- 同……………( 同 ) ……178
- 同……………( 同 ) ……179
- 同……………( 同 ) …… 同
- 同……………( 同 ) ……180
- 同……………( 同 ) ……181
- 同……………( 同 ) ……182
- 同……………( 同 ) ……183

## 告 示

### 山形県告示第160号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                  |                               |                 |     |            |
|----------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----|------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サ<br>ービスの種類 | 定員  | 指定年月日      |
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号   | すまいるらんどA鶴岡<br>鶴岡市白山字興野146番地14 | 就労継続支援<br>(A型)  | 20名 | 平成21. 2. 6 |

## 山形県告示第161号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所（氏名）の変更があった。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所         |                          | 変 更 年 月 日  |
|---------|---------------------------------|--------------------------|------------|
|         | 変 更 前                           | 変 更 後                    |            |
| 加賀山 哲 夫 | レディースクリニック加賀山医院<br>山形市南一番町5番26号 | 山形厚生病院<br>山形市大字菅沢鬼越255番地 | 平成20. 9. 1 |
| 吉 川 恭 子 | 吉川医院<br>長井市成田1621               | 吉川記念病院<br>長井市成田1888-1    | 同 8. 1     |

## 山形県告示第162号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|---------|-------------------------|----------------|
|         | 医 療 機 関 名               | 所 在 地          |
| 藤 井 俊 司 | 独立行政法人国立病院機構山形<br>病院    | 山形市行才126番2号    |
| 川 越 美 紀 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地  |
| 川 野 研 悟 | 同                       | 同              |
| 塚 本 東 明 | 同                       | 同              |
| 松 田 徹   | 同                       | 同              |
| 齋 藤 博   | 同                       | 同              |
| 菊 地 達 也 | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 佐 藤 潤   | 同                       | 同              |
| 目 黒 亨   | 同                       | 同              |

|           |                         |                 |
|-----------|-------------------------|-----------------|
| 吉 田 悠 紀   | 同                       | 同               |
| 亀 田 亘     | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番1号      |
| 小 肥 実     | 同                       | 同               |
| 小 山 信 吾   | 同                       | 同               |
| 斉 藤 孝 治   | 同                       | 同               |
| 高 橋 俊 之   | 同                       | 同               |
| 土 屋 大 仁 朗 | 同                       | 同               |
| 渡 辺 慶 太 郎 | 同                       | 同               |
| 和 田 輝 里 子 | 同                       | 同               |
| 長 谷 川 智 彦 | 篠 田 総 合 病 院             | 山形市桜町2番68号      |
| 三 橋 秀 輝   | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 櫻 井 克 彦   | 小 白 川 至 誠 堂 病 院         | 山形市東原町一丁目12番26号 |
| 松 澤 信 五   | 至 誠 堂 総 合 病 院           | 山形市桜町7番44号      |
| 谷 田 秀 樹   | 矢 吹 病 院                 | 山形市本町一丁目6番17号   |
| 竹 中 あ ゆ り | 二 本 松 会 山 形 さ く ら 町 病 院 | 山形市桜町2番75号      |
| 三 角 幸 生   | 同                       | 同               |

**山形県告示第163号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
東根市
- 2 事業の種類  
東根市市営墓地第2期建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 東根市大字名和新田字大平地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
東根市市営墓地第2期建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東根市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 東根市は年々人口が増加し、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入ってきており、墓地に対する市民の需要は大きいものがある。

しかし、現在、東根市が経営する公共墓地は整備後直ちに分譲が完了していること、また、市街地内にある寺院の墓地用地は極めて狭小で、しかも都市化の進展により墓地拡張が困難な状況にあるなど、墓地を求める市民の需要に十分応えられない状況にある。

本件事業は、墓地を求める市民の需要に応え、特定の宗教にとらわれない市民墓地の整備をするものであり、当市の快適な市民生活環境づくりの実現に大いに貢献するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されておらず、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあること、また、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、駐車場やトイレ等は既存施設を利用することで、事業面積や事業費を必要最小限に抑えることができる現在の市営墓地周辺とし、

(イ) 既存墓地との連続性が図られること

(ロ) 墓地区画数は、250区画程度を満たせること

(ハ) 既存墓地との移動距離が長くないこと

(ニ) 既存墓地の施設を利用できること

(ホ) 建設コストが高くないこと

(ヘ) 周辺住民の理解が得られやすい場所であること

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、既存墓地との連続性を確保しつつ、既存施設の利用も容易であること、他の候補地より建設費用が安価なこと、既存墓地と地続きであることから、市道利用者からはほとんど見えない位置に配置できるため、近隣住民からの理解は得られやすいこと、から全ての条件に適合し最も優れていることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 東根市は年々人口が増加しており、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入っており、墓地に対する市民の需要は大きいものがある。

しかし、現在、東根市が経営する公共墓地は分譲が完了していること、寺院墓地の拡張も困難な状況にある。それにもかかわらずこの状況を放置すれば、墓地用地の絶対数が不足することは明らかであり、墓地を求める市民の需要に応えられなくなる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

- 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所  
東根市市民生活部生活環境課

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年3月3日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地  | 政党の名称   | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日          |
|-----------------|--------|----------|-------------|---------|--------------------------|----------------|
| 自由民主党山形県新庄市第二支部 | 伊藤 誠之  | 松田 周治    | 新庄市大字鳥越1313 | 自由民主党本部 | ○                        | 平成<br>20.12.26 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日         |
|-----------|--------|----------|---------------------|---------------|
| 松田 耕一 後援会 | 奥山 茂夫  | 奥山 勝蔵    | 天童市大字矢野目2546番地の1    | 平成<br>21.1.16 |
| 梅津 博 後援会  | 梅津 博   | 黒田 春二    | 東田川郡三川町大字横川字家岸93番地2 | 同<br>1.19     |
| 芳賀 修一 後援会 | 鈴木 喜一  | 鈴木 順一    | 東田川郡三川町大字土口字村中121   | 同<br>1.21     |

#### 山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年3月3日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項          | 内 容                        |                   | 届出年月日          |
|--------------|---------------|----------------------------|-------------------|----------------|
|              |               | 新                          | 旧                 |                |
| 民主党山形県第3区総支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成<br>20.12.24 |
|              | （公職の種類）       | 衆議院議員                      |                   |                |

|                   |               |                            |                   |              |
|-------------------|---------------|----------------------------|-------------------|--------------|
| 自由民主党山形県第三選挙区支部   | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同<br>12.25   |
|                   | (公職の種類)       | 衆議院議員                      |                   |              |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部 | 会計責任者         | 松尾正夫                       | 伊藤幸彦              | 同<br>21.1.26 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 異動事項               | 内 容                        |                   | 届出年月日          |
|-----------------|--------------------|----------------------------|-------------------|----------------|
|                 |                    | 新                          | 旧                 |                |
| 佐藤のぶあき酒田・飽海後援会  | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成<br>20.12.22 |
|                 | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 佐藤のぶあき、参議院議員               |                   |                |
| 石原英一後援会         | 代表者                | 後藤常雄                       | 原田喜久雄             | 同<br>12.25     |
|                 | 会計責任者              | 野口光明                       | 野口義信              |                |
| 加藤紘一後援会         | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同<br>12.26     |
|                 | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 加藤紘一、衆議院議員                 |                   |                |
| 紘友会鶴岡・田川支部      | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同              |
|                 | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 加藤紘一、衆議院議員                 |                   |                |
| 酒田地区加藤紘一後援会     | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同              |
|                 | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 加藤紘一、衆議院議員                 |                   |                |
| ゆぎ新樹の会小野寺喜一郎後援会 | 主たる事務所の所在地         | 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田46番地の2          | 飽海郡遊佐町菅里字菅野22番地   | 同              |
| おきつ一博後援会        | 主たる事務所の所在地         | 寒河江市大字島171                 | 寒河江市大字島東76-2      | 同<br>21.1.7    |
| 伸和会（小松伸也後援会）    | 会計責任者              | 池田廣一                       | 姉崎進               | 同<br>1.13      |
| 山形県中小企業政策推進協議会  | 会計責任者              | 齋藤強                        | 清水潤一              | 同              |
| 日本遺族政治連盟山形県本部   | 代表者                | 木村迪男                       | 佃武                | 同<br>1.15      |

|         |            |               |                 |           |
|---------|------------|---------------|-----------------|-----------|
| 時田博機後援会 | 代 表 者      | 後 藤 千 萬 喜     | 佐 藤 統 嗣 郎       | 同<br>1.16 |
|         | 会 計 責 任 者  | 石 垣 孝 恭       | 仲 川 利 吉         |           |
|         | 主たる事務所の所在地 | 飽海郡遊佐町遊佐字京田82 | 飽海郡遊佐町豊岡字下夕田6の4 |           |

**山形県選挙管理委員会告示第28号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成21年3月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

(資金管理団体)

(その他の政治団体) 単位：円

| 政治団体の名称                          | 明日の高畠・川西を築く新風まほろば | ゆたかな平田をつくる会 | 小野寺茂後援会    | なおしま義友後援会  |
|----------------------------------|-------------------|-------------|------------|------------|
| 報告年月日                            | 20. 12. 22        | 20. 12. 22  | 20. 12. 22 | 20. 12. 22 |
| 収入総額                             | 1, 227, 044       | 0           | 4, 585     | 651, 170   |
| 前年繰越額                            | 0                 | 0           | 4, 585     | 0          |
| 本年収入額                            | 1, 227, 044       | 0           | 0          | 651, 170   |
| 支出総額                             | 1, 227, 044       | 0           | 0          | 651, 170   |
| 本年収入の内訳                          |                   |             |            |            |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |                   |             |            |            |
| 寄附（内訳別掲）                         | 1, 227, 044       | 0           | 0          | 651, 170   |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  | 1, 227, 044       |             |            | 651, 170   |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあつせんに係るもの） |                   |             |            |            |
| 政党匿名寄附                           |                   |             |            |            |
| 事業収入（内訳別掲）                       |                   |             |            |            |
| 交付金収入                            |                   |             |            |            |
| 借入金（内訳別掲）                        |                   |             |            |            |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |                   |             |            |            |
| 支出の内訳                            |                   |             |            |            |
| 経常経費                             | 930, 644          | 0           | 0          | 293, 510   |
| 人件費                              | 556, 000          |             |            | 160, 400   |
| 光熱水費                             | 86, 786           |             |            | 35, 308    |
| 備品・消耗品費                          | 124, 096          |             |            | 41, 890    |
| 事務所費                             | 163, 762          |             |            | 55, 912    |
| 政治活動費                            | 296, 400          | 0           | 0          | 357, 660   |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費            | 296, 400          | 0           | 0          | 357, 660   |
| 機関紙発行事業費                         | 67, 200           |             |            | 318, 570   |
| 宣伝事業費                            | 229, 200          |             |            | 39, 090    |
| パーティー事業費<br>その他の事業費              |                   |             |            |            |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費        |                   |             |            |            |
| 資産等の有無                           | 無                 | 無           | 無          | 無          |

## 明日の高畠・川西を築く新風まほろば

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

直島義友

資金管理団体の届出に係る公職の種類

高畠町議会議員

## ○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名

金額 住所



直 島 義 友 1,227,044円 東置賜郡高島町

ゆたかな平田をつくる会

○資金管理団体の指定の状況

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 |
| 小野寺 茂            | 酒田市議会議員           |

なおしま義友後援会

○寄附の内訳

（個人分）

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 寄附者の氏名  | 金 額      | 住 所     |
| 直 島 義 友 | 651,170円 | 東置賜郡高島町 |

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年3月3日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代表者の氏名    | 解散年月日        |
|---------------|-----------|--------------|
| 小野寺茂後援会       | 小 野 寺 健 夫 | 平成20. 9. 30  |
| ゆたかな平田をつくる会   | 小 野 寺 茂   | 平成20. 9. 30  |
| 元気な飯豊町をつくる会   | 菊 地 豊     | 平成20. 12. 15 |
| 山形県民社協会天童支部   | 伊 藤 勇 喜 雄 | 平成20. 12. 19 |
| 八日会           | 中 澤 潔     | 平成20. 12. 19 |
| 鳥海茂太後援会       | 玉 虫 和 利   | 平成20. 12. 22 |
| 加藤一男後援会       | 斎 藤 助 七   | 平成20. 12. 27 |
| 上田いくお後援会      | 上 田 郁 雄   | 平成20. 12. 31 |
| 遠藤登後援会連合会     | 矢 吹 海 慶   | 平成20. 12. 31 |
| 遠藤登政経・文化政治連盟  | 遠 藤 登     | 平成20. 12. 31 |
| 小野昭男後援会       | 小 野 昭 男   | 平成20. 12. 31 |
| 輝きの会          | 橋 本 光 記   | 平成20. 12. 31 |
| 菅野行雄後援会       | 湯 田 昭 彦   | 平成20. 12. 31 |

|               |         |              |
|---------------|---------|--------------|
| 黒田哲夫後援会       | 梅 津 茂 秋 | 平成20. 12. 31 |
| JAM山形政治連盟     | 細 谷 眞   | 平成20. 12. 31 |
| 天童の未来を拓く会     | 矢 吹 海 慶 | 平成20. 12. 31 |
| 21世紀のふるさとを創る会 | 佐 藤 安 男 | 平成20. 12. 31 |
| 橋本こうき後援会      | 橋 本 光 記 | 平成20. 12. 31 |
| 松田伸一後援会       | 庄 司 武 治 | 平成20. 12. 31 |
| 六誠会           | 佐 藤 誠 六 | 平成20. 12. 31 |

**山形県選挙管理委員会告示第30号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成20年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成21年3月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | ゆたかな平田をつくる会 | 山形県民社協会<br>天童支部 | 八日会      | 小野寺茂後援会  |
|----------------------------------|-------------|-----------------|----------|----------|
| 報告年月日                            | 20.12.22    | 20.12.19        | 20.12.19 | 20.12.22 |
| 収入総額                             | 0           | 241,907         | 5,805    | 4,585    |
| 前年繰越額                            | 0           | 241,011         | 5,771    | 4,585    |
| 本年収入額                            | 0           | 896             | 34       | 0        |
| 支出総額                             | 0           | 241,907         | 5,805    | 0        |
| 本年収入の内訳                          |             |                 |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |             |                 |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0           | 0               | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |             |                 |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |             |                 |          |          |
| 政党匿名寄附                           |             |                 |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |             |                 |          |          |
| 交付金収入                            |             |                 |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |             |                 |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)                     |             | 896             | 34       |          |
| 1件10万円未満のもの                      |             | 896             | 34       |          |
| 支出の内訳                            |             |                 |          |          |
| 経常経費                             | 0           | 0               | 5,805    | 0        |
| 人件費                              |             |                 |          |          |
| 光熱水費                             |             |                 |          |          |
| 備品・消耗品費                          |             |                 |          |          |
| 事務所費                             |             |                 | 5,805    |          |
| 政治活動費                            | 0           | 241,907         | 0        | 0        |
| 組織活動費                            |             | 40,000          |          |          |
| 選挙関係費                            |             |                 |          |          |
| 事業費                              | 0           | 0               | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |             |                 |          |          |
| 宣伝事業費                            |             |                 |          |          |
| パーティー事業費                         |             |                 |          |          |
| その他の事業費                          |             |                 |          |          |
| 調査研究費                            |             |                 |          |          |
| 寄附・交付金                           |             | 201,907         |          |          |
| その他の経費                           |             |                 |          |          |
| 資産等の有無                           | 無           | 無               | 無        | 無        |

(その他の政治団体) 単位：円

|                                                     |          |
|-----------------------------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                                             | 鳥海茂太後援会  |
| 報告年月日                                               | 20.12.24 |
| 収入総額                                                | 0        |
| 前年繰越額                                               | 0        |
| 本年收入額                                               | 0        |
| 支出総額                                                | 0        |
| 本年收入の内訳                                             |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）                                |          |
| 寄附（内訳別掲）                                            | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）<br>団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあつせんに係るもの） |          |
| 政党匿名寄附                                              |          |
| 事業収入（内訳別掲）                                          |          |
| 交付金収入                                               |          |
| 借入金（内訳別掲）                                           |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの                         |          |
| 支出の内訳                                               |          |
| 経常経費                                                | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費                      |          |
| 政治活動費                                               | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                               | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費            |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                                              | 無        |

## ゆたかな平田をつくる会

○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名  
小野寺 茂

資金管理団体の届出に係る公職の種類  
酒田市議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年3月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容           |                  | 届出年月日      |
|-----------|---------|-----------|------------|---------------|------------------|------------|
|           |         |           |            | 新             | 旧                |            |
| 星川純一      | 山形県議会議員 | 星川純一後援会   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市みずほ2-18-12 | 酒田市大字黒森字草刈谷地78-4 | 平成20.12.15 |

## 山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成21年3月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名  | 指定取消年月日     |
|------------------------|---------|--------------|----------------|---------|-------------|
| 小野寺 茂                  | 酒田市議会議員 | ゆたかな平田をつくる会  | 酒田市飛島48番地-2    | 小野寺 茂   | 平成20. 9. 30 |
| 上 田 郁 雄                | 大江町長    | 上田いくお後援会     | 西村山郡大江町左沢327   | 上 田 郁 雄 | 平成20.12.31  |
| 遠 藤 登                  | 天童市長    | 遠藤登政経・文化政治連盟 | 天童市大字貫津904番地の1 | 遠 藤 登   | 平成20.12.31  |
| 佐 藤 誠 六                | 寒河江市長   | 六 誠 会        | 寒河江市大字日和田10の1  | 佐 藤 誠 六 | 平成20.12.31  |
| 橋 本 光 記                | 白鷹町長    | 橋本こうき後援会     | 西置賜郡白鷹町荒砥乙947  | 橋 本 光 記 | 平成20.12.31  |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、白灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県村山総合支庁産業経済部  
家畜保健衛生課長 小 林 正 人

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 研修室  
(2) 日時 平成21年3月25日(水) 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 白灯油（J I S規格） 30,000リットル  
(2) 契約期間及び納入方法 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

- (3) 納入場所 山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課
- (4) 入札方法 1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）。
- (5) 山形県村山総合支庁の所管区域に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当 電話番号023(686)4410

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成21年3月9日（月）午後3時までに山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分       |               | 日             | 時                                  | 場 所                           |
|-----------|---------------|---------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 二 建 築 試 験 | 級 士 試 験       | 学 科 の 試 験     | 平成21年 7月 5日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|           | 設 計 製 図 の 試 験 | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成21年 9月13日（日）<br>午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |
| 木 建 築 試 験 | 造 士 試 験       | 学 科 の 試 験     | 平成21年 7月26日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|           | 設 計 製 図 の 試 験 | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成21年10月11日（日）<br>午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |

## 2 受験申込手続

## (1) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申込みすることができる。その場合は、平成21年4月1日（水）午前10時から同月7日（火）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaiec.jp/>）において、必要な事項を入力して申込みこと。

## (2) 書面による受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申込みこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                                     |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成21年4月13日（月）から同月17日（金）まで<br>（各日とも午前10時から午後4時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会          |
| 平成21年4月13日（月）及び同月14日（火）<br>（各日とも午前10時から午後4時まで）   | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所内の受付場所 |

## 3 その他

詳細については、土木部建築住宅課（電話023(630)2643）又は社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成21年3月3日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

## 1 検定の種別

雑踏警備業務2級

## 2 検定の期日及び場所

## (1) 期日

平成21年6月6日（土）午前9時30分から午後5時まで

## (2) 場所

天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター

## 3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

## 4 受検定員

30人

## 5 受検手続

## (1) 受検の申込み

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあつては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある検定申請者にあつては、その者の住所地を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影月日を記入したもの2葉

## (2) 受付期間

平成21年4月20日（月）から同年4月24日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (3) 検定手数料

13,000円

(4) 申込上の注意事項

- ア 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。
- イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

(5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

- (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
- (2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放置車両確認事務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年3月23日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
放置車両確認事務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月12日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部交通指導課に提出すること。



- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所データ入力等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年3月24日（火） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量  
自動車保管場所データ入力等業務 一式（約95,000件（平成21年度見込み件数））
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 自動車保管場所データ入力等業務1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 速やかに「申請書類の受理に関する業務」、「データ入力に関する業務」、「標章等の交付に関する業務」及び「書類整理に関する業務」に対応できる体制及び能力を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（1件当たりの単価）に95,000件（平成21年度見込み件数）を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月12日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーキング・メーター管理及び手数料収納業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年3月24日（火） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
パーキング・メーター管理及び手数料収納業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) パーキング・メーター管理及び手数料収納業務を的確に処理する体制及び能力を有すること。
- (7) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月12日（木）午後4時まで山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、原付講習業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成21年3月25日（水） 午後1時20分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び予定数量

原付講習業務 360件

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 入札方法 1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月12日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総合交通安全センター敷地管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日時 平成21年3月25日（水） 午後3時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター敷地管理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字高揃1,300番（山形県総合交通安全センター） 山形県警察本部交通部運転免許課  
電話番号023(655)2150
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月13日（金）午後3時まで山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第6条の2の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第11条第10項で準用する法第8条第9項の規定による仮領置した銃砲の売却について、一般競争入札（事後審査方式）を次のとおり行う。

平成21年3月3日

山形県公安委員会  
委員長 加藤 有 倫

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 上山市矢来三丁目7番50号 上山警察署301会議室（3階）
  - (2) 日時 平成21年3月13日（金） 午前10時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する物件の名称及び数量  
ア 散弾銃（水平二連式） 1丁

- イ 散弾銃（単身連発式） 1丁
- ウ 空気銃（スプリング式） 1丁
- エ 散弾銃（単身連発式） 1丁
- オ 散弾銃（上下二連式） 1丁
- カ 散弾銃（単身連発式） 1丁

(2) 入札に付する物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 引渡時期

契約金額の納入確認後

(4) 引渡場所

上市市矢来三丁目7番50号 上山警察署生活安全課

(5) 入札方式

この入札は、入札参加資格の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

(6) 入札方法

(1)のアからカに掲げる物件ごとに行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、アからカのうち入札を希望する物件について見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項に規定する猟銃等の製造の許可若しくは同法第19条第1項に規定する猟銃等の販売の許可を受けている者又は法第4条第1項に規定する銃砲の所持の許可を受けている者で法第5条及び法第5条の2の規定に掲げる銃砲の所持許可の基準を満たすもの

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

上市市矢来三丁目7番50号 上山警察署生活安全課 電話023(677)0110

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

6 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に記載の添付書類を平成21年3月12日（木）午後5時15分までに上山警察署生活安全課に提出すること。

(2) この入札及び契約は、山形県公安委員会の都合により売却手続の停止等があり得る。

(3) 詳細については、入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、南陽警察署庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

南陽警察署長 高 橋 博 幸

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 南陽市柵塚1618番地 南陽警察署 会議室

(2) 日 時 平成21年3月25日（水） 午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称 南陽警察署庁舎清掃業務

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び南陽警察署庁舎清掃作業基準仕様書による。

(3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相

当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 調達役務を履行する場所となる施設と同様の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務に係る契約期間が平成21年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
南陽市柵塚1618番地 南陽警察署会計課 Tel. 0238-50-0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を3月16日(月)までに南陽警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、南陽警察署空調設備保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

南陽警察署長 高 橋 博 幸

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南陽市柵塚1618番地 南陽警察署 会議室
- (2) 日 時 平成21年3月25日（水） 午後3時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 南陽警察署空調設備保守点検業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び空調設備保守点検業務仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 調達役務を履行する場所となる施設と同様の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があること。なお、現に調達役務と同種の役務を履行している場合にあつて、当該役務の履行期間が平成21年3月末日までに終了するときは実績を有するものとみなす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
南陽市柵塚1618番地 南陽警察署会計課 Tel. 0238-50-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認書を3月16日（月）までに南陽警察署会計課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、米沢警察署庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年3月3日

米沢警察署長 大 川 隆 雄

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場所 米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署 会議室
  - (2) 日時 平成21年3月25日（水） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称 米沢警察署庁舎清掃業務
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
  - (4) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が本年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものと見なす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署会計課 電話 0238-26-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年3月16日（月）午前11時までに米沢警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及び再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。